

米ドル建て 償還時 目標設定型ファンド1703

ケイマン籍契約型公募外国株式投資信託（単位型）

運用報告書

(全体版)

作成対象期間
第3期

$$\left(\begin{array}{c} 2019\text{年}1\text{月}1\text{日} \\ \vdots \\ 2019\text{年}12\text{月}31\text{日} \end{array} \right)$$

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703（以下、「ファンド」または「サブ・ファンド」といいます。）は、このたび、第3期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

◆管理会社

シティグループ・ファースト・
インベストメント・マネジメント・リミテッド

◆代行協会員

シティグループ証券株式会社

目 次

	頁
I. 運用の経過等	1
II. 直近 10 期の運用実績	5
III. ファンドの経理状況	6
IV. お知らせ	21

- (注 1) 米ドルの円換算額は、便宜上、2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値（1米ドル＝106.87円）によります。以下同じです。
- (注 2) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されていますが、受益証券は米ドル建ての
ため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。
- (注 3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致し
ない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率
で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった
円貨表示がなされている場合もあります。
- (注 4) 本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、1月1日に始まり12月31日に終
了する1年をいいます。ただし、第1会計年度は、2017年1月26日から2017年12月31日までの期間
をいいます。なお、サブ・ファンドの運用開始日は、2017年3月22日です。
- (注 5) 本運用報告書（全体版）において別段の定義がある場合を除くほか、サブ・ファンドに係る交付運
用報告書において定義される用語および表現は、本書において同一の意味を有します。

サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

フ ァ ン ド 形 態	ケイマン籍契約型公募外国株式投資信託（単位型）
信 託 期 間	すでに終了している場合を除き、サブ・ファンドは、（i）受益者に3か月前までに通知を行うことにより、管理会社とその単独の裁量においてサブ・ファンドの終了を決定する日、または（ii）償還日のうち、最も早く到来する日に終了します。 償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が販売会社と協議の上合意したこれよりも早い日をいいます。 また、管理会社が（i）ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または（ii）サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実行不可能であり、もしくは実行不可能となる見込みであるとして、管理会社とその単独の裁量により決定する場合（本インデックスおよび／もしくは本債券へのエクスポージャーの獲得が不可能となったか、もしくは有利な条件でこれを行うことが不可能であると管理会社が決定する状況を含みます（ただし、これらに限られません。）。）、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができます。
繰 上 償 還	サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了します。 （a）サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくはサブ・ファンドの受益者の利益に反する場合 （b）前記「信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合 （c）任意または強制的買戻しのいずれかを問わずサブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合 （d）サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合 （e）信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合
運 用 方 針	サブ・ファンドの投資目的は、投資者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することです。 （a）満期日において、米ドル建てで発行価格の100パーセントである目標リターン（以下「目標償還水準」といいます。）を達成することを目指すポートフォリオ（以下「安定運用部分」といいます。） （b）グローバル・マルチアセット米ドル建て指数（以下「本インデックス」といいます。）に対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供するポートフォリオ（以下「積極運用部分」といいます。） （注）「満期日」とは、2022年3月30日または管理会社が決定するその他の日をいいます。
主 要 投 資 対 象	本債券および積極運用部分スワップ取引
サ ブ ・ フ ァ ン ド の 運 用 方 法	安定運用部分は、本債券に対するエクスポージャーを提供することにより、満期日において目標償還水準を達成することを目指します。本債券は、セレンアデ・インベストメント・コーポレーション・エスエイ（以下「債券発行会社」といいます。）により発行されます。本債券は、満期日以前に満期の日を迎え、その満期の時に目標償還水準を達成するように設計されています。 積極運用部分は、投資者に対して、本インデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャー（以下「レバレッジ後エクスポージャー」といいます。）を提供します。 管理会社は、店頭スワップ取引またはこれに相当する取引（以下、総称して、「積極運用部分スワップ取引」といいます。）を締結することによって、サブ・ファンドのために、本インデックスに対するエクスポージャーを得ることを目指します。 積極運用部分スワップ取引は、インデックス水準に対するレバレッジ後エクスポージャーを提供するように設計されています。レバレッジ後エクスポージャーは、（A）積極運用部分に対して配分されるサブ・ファンドの純資産価額の割合（%）と（B）レバレッジ水準（8.00倍）の積として計算されます。
主 な 投 資 制 限	管理会社は、サブ・ファンドのために以下に掲げることを行いません。 （a）取得の結果として管理会社が運用するすべての投資信託が保有する投資会社ではないいづれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること。 （b）サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書もしくはサブ・ファンドの補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとします。）。 （c）自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。 （d）管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限られません。）受益者の利益を害し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。 （e）空売りの結果、サブ・ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。 （f）後記「借入れ」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。 （g）一の発行体の株式または一の投資信託の受益証券について、その保有の結果として、一の発行体の当該株式または受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）が純資産価額の10パーセントを超えることとなる場合において（当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、当該株式または受益証券を保有すること。

主 な 投 資 制 限	(h) 一の取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である一の発行体に係るデリバティブのポジションについて、その保有の結果として、当該取引相手方または当該デリバティブのポジションに係る発行体に対して生じる純エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。）が純資産価額の 10 パーセントを超えることとなる場合において（当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、当該デリバティブのポジションを保有すること。（注：当該デリバティブ取引のもと、取引相手方の債務に担保が設定されまたは証拠金が差し入れられている場合、当該担保または証拠金の評価額は控除することができます。） (i) 一つの主体により発行され、組成され、または引き受けられた、(i) 有価証券（上記 (g) に定める株式または受益証券を除きます。）、(ii) 金銭債権（上記 (h) に定めるデリバティブを除きます。）および (iii) 匿名組合出資持分について、その総額（以下「債券等エクスポージャー」といいます。）が純資産価額の 10 パーセントを超えることとなる場合において（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、当該 (i) 有価証券、(ii) 金銭債権および (iii) 匿名組合出資持分を保有すること。（注：担保付取引の場合は、担保評価額を控除ことができ、当該主体に対するサブ・ファンドの負う支払債務が存在する場合は、支払債務額を控除することができます。） (j) 一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの総額が純資産価額の 20 パーセントを超えることとなる場合において、当該主体に対するポジションを保有すること。 管理会社は、サブ・ファンドの計算において、デリバティブ取引から生じるリスクを十分に把握する過程において管理会社により実施されるリスク管理手続である、規制を受けている金融商品取引業者の自己資本比率規制において定められる標準的方式の「市場リスク相当額」の算出方法を参考に用いた未決済のデリバティブ取引またはその他の類似の取引のリスク量が、純資産価額の 80 パーセント以内となるように確保します。以上の規定の目的において、標準的方式および「自己資本比率規制」とは、それぞれ日本の金融庁の規則に定める意味を有します。 前記 (g) から (j) までの投資制限に基づく発行体集中およびカウンターパーティー・エクスポージャーのリスクを計算する目的において、サブ・ファンドが集団投資事業体および／または証券化商品に直接投資する場合、かつ、それらそれぞれの発行体および／またはビークルの資産が固有資産または当該発行体および／もしくはビークルが保有し、これらの集団投資事業体および／もしくは証券化商品に帰属しないその他の資産から分離されており、かつ、当該発行体および／またはビークルが倒産隔離の団体である場合、当該集団投資事業体および／または証券化商品の裏付資産に対するサブ・ファンドの間接的なポジションのエクスポージャーは、エクスポージャーを算定する際にルック・スルーすることができます。 借入れ 管理会社および／またはその委託先は、借入残高の総額が純資産価額の 10 パーセントを超える結果とはならないことを条件として、サブ・ファンドの計算において金銭を借り入れることができます。ただし、サブ・ファンドが他のサブ・ファンド、投資ファンドまたは他の種類の集団投資スキームとの併合を含む（ただし、これらに限られません。）特別な状況において、12 か月を超えない期間で一時的に制限を超える場合はこの限りではありません。
分 配 方 針	サブ・ファンドが相当の分配可能な利益を有することは想定されていません。

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について



第2期末の1口当たり純資産価格：
11.076米ドル
第3期末の1口当たり純資産価格：
11.748米ドル (分配金額：該当事項はありません。)
騰落率：
6.07%

(注1) 騰落率は、税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。なお、サブ・ファンドに分配金の支払実績はありません。

(注2) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益を示すものではありません。

(注3) サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

株式は、米国の概ね堅調な経済統計および米国の利下げや欧州の景気刺激策など主要な中央銀行の金融緩和策に下支えされました。当期中、金と原油価格が地政学的懸念、米国・イラン間の緊張および度々起きた米ドル安などを背景に上昇したことを受けて、商品価格も0.75%上昇し、リターンに貢献しました。債券について見ると、利回りが年末にかけて上昇し、投資家のリスク・オンの動きを受けてほとんどの国債利回りについて長短金利差がスティープ化しました。

2019年12月31日に終了した当期のサブ・ファンドのリターンは、6.07%でした。

■ 分配金について

該当事項はありません。

■ 投資環境について

当期中、米中貿易摩擦および交渉妥結に向けた期待感が取り沙汰され、米国のベンチマークに牽引され株式は年のほとんどの期間にわたり、上昇基調を維持しました。年末にかけて、各国・地域の中央銀行が米中間貿易交渉の第1段階の合意発表まで様子見姿勢を取ったことから、金融緩和策が一時中断する局面がありました。

■ ポートフォリオについて

サブ・ファンドの投資目的は、投資者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することです。

- (a) 満期日において、目標償還水準（すなわち発行価格の100パーセント）を達成することを目指すポートフォリオ。
- (b) 本インデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供するポートフォリオ。

目標償還水準を達成するために必要な最低金額が安定運用部分に配分され、残余部分が積極運用部分に配分されることを目的として、積極運用部分と安定運用部分との間の配分は、サブ・ファンドの設定日の後、短期間に確定されました。2019年12月30日現在、積極運用部分および安定運用部分の配分は、それぞれ純資産価額の18.26パーセントおよび81.48パーセントでした。

サブ・ファンドは、満期日において10.00米ドルの100パーセントである目標リターンを達成するため、セレンアデ・インベストメント・コーポレイション・エスエイ（本書において「債券発行会社」といいます。）が発行した債券（本書において「本債券」といいます。）に投資しており、本インデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャー（本書において「レバレッジ後エクスポージャー」といいます。）を提供するシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドと店頭スワップ取引またはこれに相当する取引（本書において「積極運用部分スワップ取引」といいます。）を締結しています。

サブ・ファンドは、積極運用部分スワップ取引の条項に基づき、目標償還水準に発行済受益証券口数を乗じた金額（本書において「目標償還金額」といいます。）の年率0.77パーセントの利息を月次で受領し、これは、サブ・ファンドに関連する一定の運営の経費および費用を決済するために用いられます。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ．ファンドの経理状況 投資有価証券明細表」をご参照ください。

■投資の対象とするデリバティブ取引に係る権利の主な種類

当期末現在におけるデリバティブ取引に係る権利の主な種類については、後記「Ⅲ．ファンドの経理状況 財務書類に対する注記 注9．スワップ契約」をご参照ください。

■今後の運用方針

サブ・ファンドは、発行価格の100パーセントである目標リターンを達成することを目指すポートフォリオおよび、複数資産から成るポートフォリオのパフォーマンスを得ることを目指す、ボラティリティを目標とするインデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャーの提供を目指すポートフォリオに対して、引き続き投資します。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
受託会社の報酬	受託会社は、サブ・ファンドの信託財産から、毎日計算され、発生し、四半期毎に後払いで支払われる、年間15,000米ドルの受託報酬を受領する権利を有する。	
管理会社の報酬	管理会社は、サブ・ファンドの信託財産から、目標償還金額の年率0.16パーセントの管理会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。	
管理事務代行会社および保管会社の報酬	管理事務代行会社および保管会社は、サブ・ファンドの信託財産から、目標償還金額の年率0.10パーセントの管理事務代行および保管に係る報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。	
代行協会の報酬	代行協会員は、サブ・ファンドの信託財産から、目標償還金額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。	
販売会社の報酬	販売会社は、サブ・ファンドの信託財産から、目標償還金額の年率0.50パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有します。ただし、この目的において、目標償還金額は（発行済受益証券の数ではなく）販売会社が保有登録者となっている受益証券の数を参照して計算されます。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。	
積極運用部分スワップ取引	積極運用部分スワップ取引は、手数料ならびにレバレッジ後エクスポージャーに伴う想定取引および複製の費用に係る控除部分を反映します。運用期間中に間接的に負担する費用は、積極運用部分にレバレッジをかけた額に、2.37パーセントをかけた額になります。スワップ手数料部分は、上記のように、管理会社、販売会社、代行協会員ならびに管理事務代行会社および保管会社に支払われる報酬をカバーするために適用されます。積極運用部分スワップ取引が締結および解消されたとき、スワップの取引は、取引費用の対象となります。	
インデックス想定費用	インデックス水準は、想定取引および複製の費用に係る控除部分を反映します。これらの費用の全体的な影響は変化します。(i) 各四半期毎に、(ii) 月次の構成銘柄の目標比重の再設定、または週次のシグナルの観測もしくは日次のボラティリティ制御措置により、本インデックスの構成銘柄の比重の変動があった場合に控除される想定取引費用が存在します。	
本債券費用	サブ・ファンドは、本債券から生じる以下から構成される費用を、間接的に、負担します。 (i) 法律、債券受託者および担保管理について約52,500米ドルの費用 (ii) 保管費用として本債券に適用される、安定運用部分に帰属する純資産価額の年率0.012パーセントの費用 これらの費用は本債券の価額から課されおよび控除され、サブ・ファンド外において別途課される別個の費用ではありません。	
その他の費用・手数料（当期）	0.08%	印刷・発行費用、専門家報酬、弁護士報酬、銀行利息、保護預り手数料、取引費用、その他費用

(注) 各報酬については、有価証券報告書に記載の料率および金額を記載しています。「その他の費用・手数料（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料等の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産価額で除した値の百分率による比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ．直近10期の運用実績

（１）純資産の推移

下記の各会計年度末および第３会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第１会計年度末 (2017年12月31日)	150,843,882.43	16,120,686	10.881	1,163
第２会計年度末 (2018年12月31日)	119,576,141.46	12,779,102	11.076	1,184
第３会計年度末 (2019年12月31日)	98,670,197.22	10,544,884	11.748	1,256
2019年１月末日	117,108,798.31	12,515,417	11.165	1,193
２月末日	114,894,869.13	12,278,815	11.239	1,201
３月末日	115,100,053.78	12,300,743	11.489	1,228
４月末日	114,241,533.69	12,208,993	11.894	1,271
５月末日	106,224,117.91	11,352,171	11.446	1,223
６月末日	105,232,925.07	11,246,243	11.648	1,245
７月末日	103,618,589.06	11,073,719	11.651	1,245
８月末日	99,994,274.17	10,686,388	11.395	1,218
９月末日	98,468,927.45	10,523,374	11.305	1,208
10月末日	97,497,133.49	10,419,519	11.264	1,204
11月末日	97,824,388.75	10,454,492	11.470	1,226
12月末日	98,670,197.22	10,544,884	11.748	1,256

（２）分配の推移

該当事項はありません。

（３）販売及び買戻しの実績

下記の各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	14,950,467.229 (14,950,467.229)	1,087,651.836 (1,087,651.836)	13,862,815.393 (13,862,815.393)
第２会計年度	0 (0)	3,066,792.342 (3,066,792.342)	10,796,023.051 (10,796,023.051)
第３会計年度	0 (0)	2,397,346.995 (2,397,346.995)	8,398,676.056 (8,398,676.056)

(注) 括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表します。

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.87円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d. ファンドの年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、ファンドの受託会社および管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

監査意見

我々は、レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストのサブ・ファンドである米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703（以下「サブ・ファンド」という。）の2019年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の損益および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針その他の説明情報で構成される注記で構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2019年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ケイマン諸島における財務書類の監査に関連する倫理上の要件とともに国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従ってサブ・ファンドから独立した立場にあり、我々はこれらの要件およびI E S B A 規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の事項

サブ・ファンドは、その財務書類および我々の監査報告書を英語から日本語に翻訳することがある。我々は翻訳に関する手続きに関与していない。財務書類および我々の監査報告書の英語版と日本語版との間に相違がある場合、英語版が優先する。

その他の情報

経営陣は、3 ページから 8 ページ（訳注：原文のページ）に含まれる情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、その他の情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および適正な表示ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がサブ・ファンドの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、サブ・ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ることおよび監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬により生じることがあり、虚偽表示は、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、ならびに我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は、共謀、偽造、意図的な不作為、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について評価し、ならびに財務書類が適正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジー

2020年5月13日



KPMG
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of USD Denominated Target Setting at **Maturity Fund 1703 (the "Series Trust")**, a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust, which comprise the statement of net assets and schedule of investments as at December 31, 2019, the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at December 31, 2019, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with **International Standards on Auditing ("ISAs")**. Our responsibilities under those standards are further described in the **"Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements"** section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants (**"IESBA Code"**) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The Series Trust may translate these financial statements and our auditors' report from English to Japanese. We have not been engaged to perform any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the information included on pages 3 to 8, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the **Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters** related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements (continued)

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

May 13, 2020

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー
米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703
純資産計算書
2019年12月31日現在

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券－取得原価		74,718,649.60	7,985,182
投資有価証券－時価		80,392,239.62	8,591,519
スワップ契約－時価	9	18,019,650.54	1,925,760
銀行預金		338,888.23	36,217
スワップに係る未収利息	9	49,271.75	5,266
現金に係る未収利息		369.64	40
資産合計		98,800,419.78	10,558,801
負債			
未払弁護士報酬		35,618.21	3,807
未払販売会社報酬	8	34,791.50	3,718
未払専門家報酬		17,926.18	1,916
未払印刷・発行費用		15,605.92	1,668
未払管理会社報酬	6	11,133.75	1,190
未払受託報酬	3	7,500.00	802
未払管理事務代行会社報酬	4	6,261.00	669
未払代行協会員報酬	7	693.00	74
未払保管会社報酬	5	693.00	74
負債合計		130,222.56	13,917
純資産合計		98,670,197.22	10,544,884
発行済受益証券口数		8,398,676.056 口	
受益証券 1 口当たり純資産価格		11.748	1,256 円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー
米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703
損益および純資産変動計算書
2019年12月31日に終了した事業年度

	注	米ドル	千円
収益			
スワップに係る受取利息	2. 4	713, 626. 71	76, 265
収益合計		<u>713, 626. 71</u>	<u>76, 265</u>
費用			
販売会社報酬	8	468, 809. 20	50, 102
管理会社報酬	6	150, 020. 65	16, 033
管理事務代行会社報酬	4	84, 383. 60	9, 018
弁護士報酬		26, 887. 00	2, 873
専門家報酬		18, 096. 00	1, 934
印刷・発行費用		17, 594. 00	1, 880
受託会社報酬	3	15, 000. 00	1, 603
銀行利息		10, 501. 36	1, 122
代行協会員報酬	7	9, 375. 80	1, 002
保管会社報酬	5	9, 375. 80	1, 002
保護預り手数料		4, 400. 56	470
取引費用		204. 89	22
その他費用		640. 99	69
費用合計		<u>815, 289. 85</u>	<u>87, 130</u>
投資純損失		<u>(101, 663. 14)</u>	<u>(10, 865)</u>
スワップに係る実現純利益	2. 2	2, 429, 674. 21	259, 659
投資有価証券に係る実現純利益	2. 2	948, 582. 75	101, 375
為替に係る実現純損失	2. 3	(2, 187. 37)	(234)
当期投資純損失および当期実現純利益合計		<u>3, 274, 406. 45</u>	<u>349, 936</u>
投資有価証券に係る未実現純評価益	2. 2	3, 672, 237. 43	392, 452
スワップに係る未実現純評価損	2. 2	(403, 031. 47)	(43, 072)
運用による純資産の純増加額		<u>6, 543, 612. 41</u>	<u>699, 316</u>
資本の変動：			
受益証券の買戻し		(27, 449, 556. 65)	(2, 933, 534)
資本の純変動額		<u>(27, 449, 556. 65)</u>	<u>(2, 933, 534)</u>
純資産、期首		<u>119, 576, 141. 46</u>	<u>12, 779, 102</u>
純資産、期末		<u>98, 670, 197. 22</u>	<u>10, 544, 884</u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

レッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー
米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703
統計情報

発行済受益証券口数、期末：

2017年12月31日	13,862,815.393 口
2018年12月31日	10,796,023.051 口
買戻受益証券口数	(2,397,346.995) 口
2019年12月31日	8,398,676.056 口

純資産、期末：

	米ドル	千円
2017年12月31日	150,843,882.43	16,120,686
2018年12月31日	119,576,141.46	12,779,102
2019年12月31日	98,670,197.22	10,544,884

受益証券 1 口当たり純資産価格：

	米ドル	円
2017年12月31日	10.881	1,163
2018年12月31日	11.076	1,184
2019年12月31日	11.748	1,256

レッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー

米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703

財務書類に対する注記

2019年12月31日現在

注1. 活動

米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703（以下「サブ・ファンド」という。）は、受託会社および管理会社の間で信託証書および2017年1月26日に締結された追補信託証書に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドである。

投資目的および方針

サブ・ファンドの投資目的は、投資者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することである。

- （a）満期日（*）において目標償還水準（すなわち発行価格の100パーセント）を達成することを目指すポートフォリオ（以下「安定運用部分」という。）
- （b）本インデックスに対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供するポートフォリオ（以下「積極運用部分」という。）
- （*）：「満期日」とは、2022年3月30日または管理会社が決定するその他の日をいう。

目標償還水準を達成するために必要な最低金額が安定運用部分に配分され、残余部分が積極運用部分に配分されることを目的として、積極運用部分と安定運用部分との間の配分は、サブ・ファンドの設定日の後、短期間に確定された。2019年12月30日現在、積極運用部分および安定運用部分の配分は、それぞれ純資産価額の18.26パーセントおよび81.48パーセントであった。

サブ・ファンドは、満期日において10.00米ドルの100パーセントである目標リターンを達成するためにセレナーデ・インベストメント・コーポレーション・エスエイが発行した債券に投資しており、グローバル・マルチアセット米ドル建て指数に対するレバレッジ後のエクスポージャーを提供するシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドと店頭スワップ取引またはこれに相当する取引を締結している。

サブ・ファンドは、積極運用部分スワップ取引の条項に基づき、目標償還水準に発行済受益証券口数を乗じた金額（以下「目標償還金額」という。）の年率0.77パーセントの利息を月次で受領し、これは、サブ・ファンドに関連する一定の運営の経費および費用を決済するために用いられる。

注2. 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資ファンドに対して適用ある一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して継続企業の前提により作成されている。

2.2 投資有価証券の評価

管理事務代行会社は、払込日および各評価日に、機能通貨建てで受益証券1口当たり純資産価格を算定し、これを公表する。

受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額を発行済受益証券の口数で除すことにより算定される。受益証券1口当たり純資産価格は、(0.0005を切り上げる通常の四捨五入の方法に従い)小数第3位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで端数処理される。

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続に従う。

- (a) 下記(b)および(c)の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、相場付けされ、取引され、または取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、管理事務代行会社により、当該計算が行われる日、または評価日が当該投資対象の主要な取引所の営業日でない場合は、評価日に先立つ当該取引所の直近の営業日の当該取引所の営業終了時点における、当該取引所におけるその現地の規則および慣行に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われる。特定の投資対象について証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の価額は、当該投資対象のマーケット・メイクを行う者、会社または機関(および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が受託会社と協議の上指定する特定のマーケット・メーカー)により相場付された当該投資対象の最新の入手可能な価格を参照して計算される。ただし、常に、管理会社が受託会社と協議の上その裁量において、他の取引所における価格またはブルームバーグもしくはインタラクティブ・データ・コーポレイションを含む独立したデータ提供事業者により提供された価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供するものと判断した場合、管理会社は、当該価格の採用を指示することができる。
- (b) 上記(a)の規定に従い最終取引価格、公式終値およびその他の価格相場を入手することができない場合には、関連する投資対象の価額は、管理会社が(受託会社と協議の上)決定する方法で随時算定される。
- (c) 上記(a)または(b)に従い投資対象の上場価格、相場価格、取引価格または市場取引価格を確認する目的において、管理事務代行会社は、機械化および/または電子化された価格配信システムにより提供された価格データおよび/または情報を利用し、それらに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記(a)または(b)の目的上、最終取引価格、公式終値または最新の入手可能な価格とみなされる。
- (d) 短期金融市場の投資対象および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- (e) 機能通貨以外の通貨建ての投資対象の価額(有価証券の価額であるか現金の価額であるかを問わない。)は管理事務代行会社が、関連するプレミアムまたはディスカウントおよび外国為替取引費用を考慮した上で当該状況において適切とみなすレート(公式のものであるかその他のものであるかにかかわらず。)で機能通貨に換算されるものとする。
- (f) スワップ取引およびその他の店頭デリバティブ取引/商品は、予想キャッシュ・フローの正味現在価値に基づき評価される。当該スワップ取引または他の店頭デリバティブ取引/商品の計算代理人が取引相手方も務める場合、当該兼任に起因して生じる利益相反を回避するため、管理会社またはその受任者は、純資産価額の算定と同じかそれ以上の頻度で、当該評価に関する許容度チェックを実施する義務を負う。
- (g) 上記にかかわらず、管理会社は(受託会社と協議の上)、他の評価方法の方が関連する投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、他の評価方法の利用を許可することができる。

2.3 外貨換算

サブ・ファンドは米ドルで表示されている。

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、報告対象期間末時点の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建取引は取引の日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

外貨換算に係る未実現損益および実現損益は、報告対象期間の実績を算定する際に損益および純資産変動計算書において認識されている。

時価で評価したポートフォリオの評価から生じる未実現為替損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の純為替損益は、損益および純資産変動計算書に直接計上されている。

2.4 スワップに係る受取利息

受取利息は、毎日発生する。

注3. 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの信託財産より、年間15,000米ドルの受託報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、四半期毎に後払いで支払われる。

注4. 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの信託財産より、目標償還金額の年率0.09パーセントの管理事務代行会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注5. 保管会社報酬

保管会社は、サブ・ファンドの信託財産より、目標償還金額の年率0.01パーセントの保管会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注6. 管理会社報酬

管理会社は、サブ・ファンドの信託財産より、目標償還金額の年率0.16パーセントの管理会社報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注7. 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの信託財産より、目標償還金額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注8. 販売会社報酬

販売会社は、サブ・ファンドの信託財産より、受益証券1口当たり目標償還金額の年率0.50パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。ただし、この目的において目標償還金額は発行済受益証券口数ではなく販売会社がその登録保有者となっている受益証券口数を参照して計算される。当該報酬は、毎日計算されて計上され、毎月後払いで支払われる。

注9. スワップ契約

スワップ取引は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「CFIM」という。）とシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（以下「CGML」という。）との間で締結され、積極運用部分を提供する。

スワップの満期日は2022年3月18日である。管理会社は、サブ・ファンドの償還までスワップを更改し続けることを意図している。

純資産計算書において、かかる未収利息は、49,271.75米ドルの「スワップに係る未収利息」の項に反映されている。

2019年12月31日現在、サブ・ファンドは、以下に掲げるスワップ契約を締結している。

枚数	インデックス・ スワップ	通貨	インデックス・ ティッカー	取得価額	時価
114.15	S32 USD Index Swap	米ドル	CB CIXBPF5<Index>	9,417,734.66	18,019,650.54

注10. 担保取決め

スワップ取引から生じるカウンターパーティー・リスクのエクスポージャーを低減するため、受託会社は、サブ・ファンドの計算において、スワップ・カウンターパーティー（関連当事者）との間で担保取決めを締結している。同取決めは、業界標準のISDA（国際スワップ・デリバティブ協会）マスター契約およびCSA（クレジット・サポート・アネックス）に基づく。同取決めでは、スワップ・カウンターパーティーは、現金（米ドル）の担保を、サブ・ファンドの計算において、保管会社に交付する。担保プールは、各評価日において、時価評価および調整される。

2019年12月31日現在、必要担保金額は13,062,862.25米ドルであり、受領担保金額および担保口座への預入れ金額は13,384,000.00米ドルである。

注11. 税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島において収益または利益に課される税金はなく、またファンドは、ケイマン諸島の総督からファンドの設立日である2008年10月21日からの50年間、現地の法人税、利益税および資本税がすべて免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類上に計上されていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。

注12. 後発事象

本財務書類の作成にあたり、サブ・ファンドは、財務書類の公表日である監査報告書の日付までのすべての重要な後発事象を評価および開示している。

コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大の影響を受けて管理会社は事業の継続の試験および実施に成功している。これには、関連する政府の指針に従って、管理会社の従業員の大多数が自宅で勤務をし、すべての海外渡航を一時停止し、公共交通機関を避けることおよび他の社会的距離の措置を導入

することを含む。管理会社はまた、主要なサービス提供者の事業継続計画の効果を監視している。パンデミックは重大な金融市場および社会的な転位を引き起こしており、サブ・ファンドに及ぼす影響の最終的範囲は不確定である。

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー
米ドル建て 償還時目標設定型ファンド1703
投資有価証券明細表
2019年12月31日現在

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
債券			米ドル	米ドル	%
83,986,878	SERENADE INVESTMENT CORP SA ZERO COUPON 03/25/2022 USD	米ドル	74,718,649.60	80,392,239.62	81.48
債券合計			74,718,649.60	80,392,239.62	81.48
投資有価証券合計			74,718,649.60	80,392,239.62	81.48

（*）百分率で表示された純資産合計に対する時価の比率。

投資有価証券の国別および業種別分類

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) *
ルクセンブルグ		
	他に分類されないその他の金融サービス活動 (保険および年金を除く)	81.48
投資有価証券合計		81.48

（*）百分率で表示された純資産合計に対する時価の比率。

IV. お知らせ

該当事項はありません。